

## 「最終案」発送後の変更内容

※協議会委員及び事務局内の意見で加筆修正した内容です。

※漢字表記の変更や誤字脱字については省略しています。

※掲載ページは、「第1次改定版（最終案）」のページ番号となっています。

No	掲載ページ	変更箇所	変更内容（加筆修正箇所を強調・アンダーラインで示しています）
1	p. 8	【現状と課題】の4行目 ～しかし、現在、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みといった問題が存在しています。	～しかし、現在、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みといった問題が存在しています。 <u>近年、社会問題になっています。</u> <u>また、様々な人権課題や生活背景が、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあり、それらを踏まえた児童生徒理解が求められています。</u>
2	p. 15	【現状と課題】の6行目（協議会委員） ～高知地方法務局や人権擁護委員により実施されるほか、～	～高知地方法務局や人権擁護委員により実施される <u>って行われている</u> ほか、～
3	p. 20	「(イ) 学校教育」の2行目 ～人権を確立するために行動できる力を～	～人権が <u>尊重される社会づくりに向けて</u> 行動できる力を～
4	p. 31	本文2行目の後に加筆	<u>これを受け、県、各市町村、各学校において、「いじめ防止基本方針」が策定される予定です。</u>
5	p. 31	「(1) 現状と課題」の3行目 ～機会を通じた啓発活動や、子ども達が感性と活力に満ちた人間として育っていくための取組を行っています。	同ページの本文最後の2行に同じ文があるため、下記のとおり修正します。 ～機会を通じた <u>教育や</u> 啓発活動や、子ども達が感性と活力に満ちた人間として育っていくための取組を行っています。
6	p. 37	<u>県の主な取組</u> の「児童虐待防止対策」の1つ目 児童相談所の組織・運営力の強化及び職員の専門性の確保（職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施等）	児童相談所の組織・運営力の強化及び職員の専門性の確保（職種別・経験年数別職員研修体系 <u>表</u> に基づく研修の実施等）
7	p. 40	本文4行目 県においては、これまでも継続した取組を図ってきており、	県においては、これまでも継続した取組を <u>図って取り組ん</u> できており、

No	掲載ページ	変更箇所	変更内容（加筆修正箇所を強調・アンダーラインで示しています）
8	p. 40	本文8行目 ～虐待などの人権侵害（表9-1・2） などの人権侵害を受けるケースが増加する など、高齢者を～	～虐待などの人権侵害（表9-1・2）な どの人権侵害を受けるケースが増加する、 <u>シルバー110番（高齢者総合相談センタ ー）への相談事例が1,000件近くに上る （表10）</u> など、高齢者を～
9	p. 42	表9-1のタイトル 養介護施設等従事者による人権侵害の実 例	養介護施設等従事者による人権侵害の実 例 <u>状況</u>
10	p. 42	表9-1の表	「24年度」の数値を加筆  相談・通報件数 10 うち虐待の事実が認められた件数 2
11	p. 42	表9-2のタイトル 養護者による人権侵害の実例	養護者による人権侵害の実例 <u>状況</u>
12	p. 42	表9-2の表	「24年度」の数値を加筆  相談・通報件数 129 うち虐待の事実が認められた件数 76
13	p. 42	「(2) 人権侵害の主な事例」の4つ目の 「○」 ～家族・親族からの経済的な虐待を受け る。	～家族・親族からの経済的な虐待を受け <u>て いる。</u>
14	p. 43	「イ 啓発」の「(ア) 研修会の開催な ど」に加筆	<u>また、認知症に対する正しい知識を普及、 啓発するため「認知症サポーター」の養成 に取り組みます。</u>
15	p. 45	<u>達成目標</u> の表中、「達成目標（H30年度）」 の欄の上段  【平成25年6月末：23,680人】	【平成25 <u>(2013)</u> 年 <u>12</u> 月末： <u>26,345</u> 人】
16	p. 68	<u>達成目標</u> の表中、「達成目標（H30年度）」 の欄の下段  【平成24（2012）年度実績：～】	【平成 <u>25</u> （ <u>2013</u> ）年度実績：「国際ふれ あい広場 in こうち」参加者（ <u>6,000</u> 人）・ 「ジュニア国際大学」受講者（ <u>32</u> 人）】

No	掲載ページ	変更箇所	変更内容（加筆修正箇所を強調・アンダーラインで示しています）
17	p. 72	「(2) 人権侵害の主な事例」の5つ目の「○」  ○暴力被害に合い、進路が断たれ、将来に夢や希望が持てないことの苦痛を負わされる。	○暴力被害に合い、 <u>あった被害者が、精神的なショックから</u> 進路が <u>を</u> 断たれ、将来に夢や希望が持てないことの苦痛を負わされる。
18	p. 74	<u>達成目標</u> の表中、「達成目標(H30年度)」の欄の下段  【平成24(2012)年9月末：47%(16市町村)】	【平成 <u>26</u> ( <u>2014</u> )年 <u>1</u> 月末： <u>50%</u> ( <u>17</u> 市町村)】
19	p. 80	欄外の注釈 ※87「要配慮者」の内容  「防災対策基本法」第8条第2項15において、～	「 <u>防災災害</u> 対策基本法」第8条第2項 <u>第15号</u> において、～  ※p.101の「要配慮者」も同様に修正
20	p. 81	本文1行目  ～地域防災計画に要配慮者避難支援等対策の必要性を記載～	～地域防災計画に要配慮者 <u>等への配慮</u> 避難支援等対策の必要性を記載～
21	p. 81	本文2行目  ～の策定・見直しの支援、要配慮者の避難支援ガイドラインや～	～の策定・見直しの支援、 <u>災害における</u> 要配慮者の避難支援ガイドラインや～
22	p. 81	本文8行目  ～支援体制のためのネットワークづくりなどにも取り組んでおり、	～支援体制のためのネットワーク「 <u>災害ボランティアセンター</u> 」の体制づくりなどにも取り組んでおり、～
23	p. 83	<u>県の主な取組</u> の「災害時の対応」の5つ目  「災害時における要配慮者避難体制」の構築の促進	「災害時における要配慮者避難 <u>支援</u> 体制」の構築の促進
24	p. 83	<u>達成目標</u> の表中、「H26～H30」の欄の上段の矢印  	

No	掲載ページ	変更箇所	変更内容（加筆修正箇所を強調・アンダーラインで示しています）
25	p. 83	<p><u>達成目標</u>の表中、「達成目標（H30年度）」の欄の上段</p> <p>県内全市町村で福祉避難所指定の必要数が確保されているとともに運営体制の強化が図られており、災害時の要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。</p> <p>【平成 25 年 8 月末状況：19 市町村 86 施設）】</p>	<p>県内全市町村で福祉避難所が指定の<u>され</u>、必要数が<u>の</u>確保されて<u>に向けた取組が</u><u>進んで</u>いるとともに、運営体制の強化が図られており、災害時の要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。</p> <p>【平成 25 <u>(2013)</u> 年 <u>12</u> 月末状況：<u>21</u> 市町村 <u>93</u> 施設）】</p>